

保護者の方へ

白鈴こども園

1. 主治医から乳幼児に与薬されたくすりは、元来その保護者が与えるべきものですので、園では原則としてお子さんへの与薬はいたしません。やむを得ない場合は保護者と園側での話し合いのうえ、園の看護師が保護者に代わって与えます。この場合は、万全を期するため「与薬依頼書」に必要事項を記載していただき、くすりに添付して職員に手渡ししていただきます。
2. くすりは、お子さんを診察した医師が処方し調剤したもの、或いは、その医師の処方によって薬局で調剤したものに限りです。
3. 保護者の個人的判断で持参したくすりは、園としては対応できません。
4. 「熱が出たら飲ませる」「咳が出たら・・・」「発作が起こったら・・・」というように症状を判断して与えなければならない場合は、園としてはその判断ができませんので、与薬はいたしません。
5. 持参するくすりについて
 - ① 医師が処方したくすりには、必ず「与薬依頼書」を添付してください。なお「薬剤情報提供書」がある場合には、それも添付してください。
 - ② 使用するくすりは、1回ずつに分けて、当日分だけご用意ください。
 - ③ くすりや容器にお子さんの名前となんのくすりかを記載してください。
6. 主治医の診察を受ける時は、お子さんが現在〇〇時から〇〇時まで園に在園していることと、園では原則としてくすりの使用ができないことをお伝えください。